

平成28年第4回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成28年12月6日（火曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	桐戸博康君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
総務部次長兼 総務課長	都築幹浩君	住民こども部次長 兼こども課長	志賀光浩君
健康福祉部次長 兼福祉課長	山下明美君	健康福祉部次長	藪田芳秀君
環境経済部次長 兼産業振興課長	鳥居栄一君	兼健康課長	
教育部次長兼 学校教育課長	羽根潤闔志君	建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君
会計管理者 兼出納室長	林敏幸君	消防次長兼 消防署長	長坂好雄君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りをいたします。

昨日に引き続き、議場において、企画政策課職員及び議会事務局職員が議会だより用の写真撮影をいたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定いたしました。写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は、16名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時03分

○議長(浅井武光君) 本日、説明のため出席を求めた理事者は21名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(浅井武光君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、9番 酒向弘康君、10番 大嶽弘君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長(浅井武光君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数制限は行いません。答弁時間も30分以内とします。質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いをいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

4番、鈴木重一君の質問を許します。

○4番(鈴木重一君) おはようございます。

寒さがいよいよやってきたという感じです。皆さん、年が年ですから、ひとつ体調管理には十分気をつけていただきたいというように思います。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初の質問はふるさと納税についてでございます。最近返礼品、いわゆる謝礼品がブームを引っ張り、高級な肉や新鮮な魚介類などが人気の自治体が多額の寄附を集めています。全国の寄附額は、14年度が389億円、15年度は4.3倍の1,653億円にもなった。これは一例なんですけど、北海道十勝地方にある上士幌町は人口が4,800人です。町税が7億円の町が昨年度10億円を超える寄附を受けました。実収入は35%になり、寄附金を財源に認定こども園の利用料を10年間無料にし、小学1年生を2クラスにするための教員を町が雇用、医療費全額免除の対象を中学生から高校生まで引き上げた。ここで、町長が言うには、寄附先は首都圏が5割で、関西圏と中京圏が4

割。ですから、貧しい地方の町に本来いくべきはずの住民税を我が町が奪っているという実感はないということを書いてました。自治体間で返礼品を競い合っているという批判は知っている。でも、返礼品そのものは町の産業を明らかに活性化させ、町の知名度を高めてくれた。これまで移住者の受け入れ促進をしてきたが、熱気球の町だけでなく、7万5,000件の寄附件数が重要であって、これからも町のファンをふやしていきたい。そんなことで、町の人口は3月から5月にかけて39人ふえましたということです。こういうケースは全国1,788ある自治体のほんの一部が潤う一方で、山間地や都市部など目を引く特産品がないところほど苦戦しており、福祉や子育てといった行政サービスにあてる財源が目減りしているのが実態ではないでしょうか。

そこで、国の制度として平成20年にスタートして、本町は後発ながらことしの5月2日より、1万円以上の寄附に対して返礼品を用意しましたが、平成28年度、今年度ですね、途中での寄附件数及び寄附金額をお聞きいたします。あわせて、近隣市の岡崎市、西尾市、蒲郡市の現状についても、あわせてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） ふるさと納税に対する御質問でございます。議員が言われましたとおり、5月2日より本町へのふるさと寄附者に対しまして返礼品の贈呈を開始し、7カ月が経過いたしております。この11月末現在の寄附申込件数と金額でございますが、件数が4,251件、金額にしまして2億8,297万5,000円となりました。これだけのたくさんの御寄附をいただいているということでございます。

近隣の本年度のふるさと寄附の状況といたしましては、まず岡崎市でございますが、岡崎市につきましては、本町とほぼ同時期のことしの4月27日より返礼品の贈呈を開始されまして、10月末で1,007件、1,754万1,000円ということで、12月補正におきまして3,000万円に増額されるというふうに聞いております。また、蒲郡市につきましては、平成25年の4月より返礼品の贈呈を開始いたしまして、最近ではおせち料理、こういったものが好調で、この11月28日現在の数字では2,860件、9,069万円と聞いております。また、西尾市につきましては、平成27年の6月より返礼品の贈呈を開始いたしまして、この10月末で1,700件、2,800万円という寄附をいただいているということでお聞きをしております。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） ありがとうございます。

年末にかけて税額向上目当ての寄附集中が予想されております。年末ということは、あと1カ月もないんですけど。9月補正予算で総額4億円となったが、当初見込みに対して大きな違いはあるのか、予想以上の好調であるのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 好調かどうかということでございますが、5月のふるさと納税の返礼のお返し依頼、マットレスなど好調でございまして、また農産品等も予定数量を超える申し込みとなりまして、予想以上の好調と判断をしております。また、ことしはオリンピックイヤーと重なり、テレビだとかネットCMなどの効果もあると考えており

ます。補正後の予算につきましては4億円とさせていただき、年末の駆け込み寄附を見込んでおります。現状ではその予想を上回る御寄附をいただいております、初年度でもありまして予測はしがたいところではございますが、最終的には補正をさせていただいた予算を上回るのではないかとこのように見込んでおります。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） 今、お聞きしますとちょうど予算の達成が70%ぐらいと、年末までには見込みどおりということではほぼ間違いのないように思います。そこで、返礼品の取り扱いが9業者ありまして、34品目です。今、少し業者、品目が変わってるかもしれないんですけど、事業者の販路拡大に結びつき産業の活性化を推し進めることができているのか。事業者の反応はどんなことがあるのかお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 返礼品の協力事業者、パートナー事業者でございますが、こちらのほうは当初は9業者、34品目からスタートしまして、現在は1業者ふえまして10業者、44品目となっております。幸田町にゆかりのある企業及び産品を中心に実績も伸びており、企業イメージのアップと幸田町のPRと産業の活性化に結びついていると考えております。寄附者からの御意見の中でも、エアウィーヴのマットレスは幸田町でつくってたんですねというような御意見もいただいております、おおむね企業の反応も良好であるというふうに考えております。今後は販路拡大に向けましても、さらに活性化してくれることを期待をしております。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） 今、ふえたと言いましたが、差し支えなかったら、ふえたところの1業者をお知らせ願いたいというように思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 前々から町内の企業さんのほうにいろいろお話をさせていただいて協力をお願いしております、坂崎にありますソニーさんがこの11月末から加わっていただいたということで、9業者から10業者になったということでございます。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） これは改めてお伺いすることでもないですけど、地方交付税交付団体は国より減収分の75%を補填されますが、本町の場合のような不交付団体は全く補填されないため減収に対する防衛策と財源確保が返礼品を導入した最大の根拠でしたか。それから、28年度における住民税の減収分は十分にふるさと納税でカバーできるのかお聞かせ願います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員がおっしゃるとおりですね、交付団体に対しては普通交付税にて減収分の75%が交付されますが、本町のような不交付団体では補填されないため、ほかの自治体に寄附がなされるとそのまま、まるっと減収となってしまうということでございます。ふるさと納税によります平成26年度の減収は84万円、平成27年度の減収は210万円、平成28年度の減収は1,770万円と大幅に伸びてきております。次年度につきましては、さらに他の自治体への寄附が伸びるものと想定もしてお

ります。本年度より開始いたしました返礼品の導入によりまして、この11月末で寄附金額は2億8,000万円を突破したということでございまして、返礼品代などを差し引いても1億円以上の財源が確保でき、減収を十分カバーできているというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） 今、お聞きしますと、減収は昨年度というよりも今年度の住民税が影響したと、減収になるということですね。ですから、このままでいくと増収になると見てよろしいですね。答えは必要ないです。

それで、次に、災害のあった自治体にかわって手続を協力する代理受付についてです。熊本地震の被災自治体では、地震直後の1カ月間で34億円のふるさと寄附がありました。中身は返礼品がないにもかかわらず、またあっても7割の人が辞退をしていました。その中の特徴的なことは、ふるさと納税を仲介する民間業者のサイトを使うことで、被災に遭ったところの役場職員は災害対応に忙殺されており、その事務負担軽減を可能にした。被災者支援の手段として困ったときの助け合う仕組みに、ほかの自治体による代理受付があります。5月末まで、熊本地震の1カ月半までに、全国37の自治体が総額6億円の寄附をかわりに受け付けたということでございます。この代理受付の仕組み、それから本町としてどう扱っていくとか、あるいは何か問題があるのか考えをお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 災害時の代理受付、この制度につきましては、応援自治体がふるさと寄附業務における通常負担すべきクレジットカードの手数料だとか、証明書発行等の送料などを負担し、被災自治体への寄附金及び事業負担を肩がわりするというような仕組みでございます。流れとしましては、代理受付をする自治体が寄附を受け、被災地へ寄附金を送金するのが基本的であり、原則返礼品の発送は行っていないというふうに聞いております。近隣では熊本地震での被災を受け、知立市が代理受付を行っているというふうに聞いております。また、本町は契約を結んでいる楽天のサイトにおきましては、熊本県の菊池市の代理受付を楽天サイト側が実施をいたしております。これは、菊池市が楽天のサイトにてふるさと納税を実施している自治体であるからであり、代理受付をスムーズにでき、費用のほうは楽天側のほうもっているということでございます。この代理受付につきまして本町では現在行ってはおりませんが、災害時相互応援協定を本町と結んでいる例えば住田町などの県外の4つの自治体や、西三河9市及び島原市などゆかりのある市町村を対象といたしまして、大きな災害が発生したときには代理受付のほうを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） 災害はないほうがよろしいんですけど、今言われましたように防災協定を結んでいるところとはぜひやっていきたいということでもよろしいかというように思います。今のところは、今お答えいただきました楽天サイトでは、熊本県の菊池市のみしかできないということですね。ですけど、これは今後ふえてくるのではないかとこのように思っております。

次に、平成28年度から実施の、今年度、企業版ふるさと納税についてです。北海道発祥の家具メーカーのニトリが財政再建を進める夕張市に、平成28年度から31年度にかけて総額5億円を寄附する方針で、国の法人税、北海道の法人住民税と法人事業税、札幌市の法人住民税の最大6割の3億円が減税されることとなります。この制度の仕組みと条件をお伺いしたいというように思います。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま御質問の企業版ふるさと納税の仕組みと状況について御回答をさせていただきます。

本制度は、平成28年度税制改革にて新たに創設されたものでございます。仕組みとしては、地方公共団体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を策定し、その事業に基づく地域再生計画を策定し、内閣総理大臣から事業認定を受けたものについてのみ企業がその事業に対し寄附をした場合、先ほど議員が述べられたとおり減税がされるものでございます。そして、企業が寄附ができない条件がございまして、一つは企業が寄附をした代償として経済的な利益を得る場合、そしてその企業の本社が所在する地方公共団体の場合、そして1回の寄附額が10万円未満の場合、そして最後に寄附の額が地方公共団体が策定した事業費の範囲内の以上の4つがございまして、実績としては、現在、企業版ふるさと納税の平成28年度第1回の実績は、全国で認定事業が102、事業費は47億円と内閣府から発表がございました。今回事業採択をされた全国102の事業につきましても、平成28年度税制改革の発表があった時点において、企業からあらかじめ地方公共団体に寄附の打診があったものと聞いております。その寄附の打診を受けて地方公共団体が対象事業を設定したものであります。残念ながら幸田町には企業からの寄附の打診はございませんでした。愛知県内では安城市のみが事業を行っており、新たな観光資源としてソフトボール専用球場の改修事業が認定されたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） これからの制度ということで捉えてよろしいでしょうか。はい。

それでは、もう一点、それに関係するさきの9月補正予算で企業から自動走行関連の次世代産業創出事業協力金として300万円の歳入計上がありましたが、企業側はこの制度の減税対象に該当したのかお聞きします。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 御質問の9月補正における地方創生推進交付金事業の自動走行技術進化事業の協力金が企業版のふるさと納税に該当したかという御質問でございしますが、さきに回答をさせていただきました幸田町は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の策定をしていないというところがございますので、今回の協力金は該当をいたしておりません。また、補足でございますが、第2回地方創生推進交付金事業の自動走行技術進化事業は11月25日付で内閣府から事業決定をいただくことができたこともあわせて御報告をさせていただきます。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） 最後に、27年度の寄附金の1位は、42億3,100万円の宮崎県都城市でした。本当のことと思いますが、収入3,000万円以上の方が100万円を寄附して、自己負担2,000円を除いた99万8,000円が減税となる。ほかに返礼品は小売価格60万円を超える焼酎を1年分もらえる。選んだ人は医者とか会社社長などで、どうも忘年会で振る舞ったようだ。私たち庶民にとっては考えられないことです。まさしくふるさと納税制度は金持ち優遇制度と言われても仕方ありません。自治体にとっても、何もしないとほかの自治体に taxation を奪われてしまうジレンマに悩んでいるところが多いと思われます。お金を寄附しても見返りを求めないのが本来の寄附の文化だと思います。

以上で、この1項目めは終わりたいというように思います。今のは答弁いただかなくて結構です。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

第6次総合計画にある人口ビジョンは、平成37年度までに4万2,000人、将来人口5万人を目指して達成可能が40年後である。安全安心なまちづくりは財源の問題が大きくかかわってくると思います。町財政の歳入の柱である町民税をふやすには、人口の増加が必須です。まず、人口動向についてお聞きしたいと思います。

日本の人口は、今年の国勢調査によると96万2,607人減り、初めて減少に転じました。今の総人口は1億2,709万4,745人となりました。そして、日本人の平均寿命は延びていて、男性は80.79歳で世界の4位、女性は87.5歳で2位です。女性は1位かと思っていましたら、どうも男女とも香港が1位であったということらしいです。高齢化社会を象徴する65歳以上が26.7%で、過去最高を記録した。15歳未満の割合は12.7%で、過去最低であったということでございます。そこで、1人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数を示す合計特殊出生率は1.46と2年ぶりに上昇しましたが、しかし、出産する年代の女性が減っていくので人口減の流れは変わりそうにない。国の希望出生率1.8の実現はとても望めないのではないかとということでございます。そこで、本町の65歳以上と15歳未満の割合はどのような状況でしょうか、お伺いします。あわせて出生率についてもお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 65歳以上と15歳未満の割合と出生率の御質問でございます。平成27年10月1日現在の国勢調査の数値から答弁させていただきます。27年10月1日現在では3万9,549人でした。本日現在は4万485人で、人口はふえております。御質問の65歳以上、いわゆる老年人口につきましては8,100人で、率にして20.5%。この20.5%につきましては、愛知県内54市町村中46位、下から6番目でございます。それから、15歳未満、年少人口につきましては6,641人で、16.8%、愛知県内では2番目ということでありまして、それから、ちなみに15歳から64歳未満の2万4,736人が62.5%で、県内で9番目でございます。それと、生産世代以下、64歳未満以下、0歳から64歳未満以下ですけれども、つきましては79.3%、県下で6番目ということになってございます。

それから、2つ目の合計特殊出生率につきましては、平成26年度の数値になります

けれども、幸田町については1.77でございます。全国は1.42、それから愛知県が1.46ということで、本町の場合は大きく上回ってございます。この1.77につきましては、全国では自治体の中で140番目、それから愛知県では6番目という数値でございます。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） 今のお答えですと、幸田町は数字から見ますと非常に若い世代が多い。高齢者も全国的な傾向よりは率は下回っているのではないかというように思います。そこで、次に住民の若さについてであります。前々回の6年前の国勢調査で少し古いのですが、平均年齢はどうかというと、愛知県は沖縄県の40.7歳に続いての42.9歳の第2位でした。市町村では長久手市が37.7歳で1位、東京ディズニーランドのある浦安市が38.3歳で2位、みよし市が38.4歳で3位でした。ちなみに私の住んでいる横落区の平均年齢はといいますと、これは1年前ですが37歳ちょうどでした。おかげでさきの町民運動会は4連覇を達成することができました。これは若いということに関係があるのかわかりませんが、いずれにしましても若い人がスポーツを通して地域のきずなを築いてくれているというように思っております。そこで、本町の現状は若い人が多い町なのかお聞かせください。先ほどの数字的には若いということ、何かほかにそういう感じられることがありましたらお答えを願いたいというように思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 今、議員の言われた横落は恐らく桜坂の次に若い区だと思います。国勢調査によりますと、本町の平均年齢は42歳でございます。全国では46.4歳、それから愛知県では44.3歳ということで、この数値から見ても本町は若い町なのかなというのが見受けられます。それから、人口ピラミッドを見ますと、これは10月末現在の状況でございますけれども、40歳前半の40歳から45歳が最も多い段階になります。それから、70歳以上より20歳以下の人口のほうが多いというピラミッド状の形をしております。それから、人口の自然増の状況につきましては、これは手持ちの58年から平成27年度までの間で見ますと、その間の平均で出生の人数が年平均でいきますと419人、それから死亡につきましては、年平均でいきますと202人ということで、出生のほうが死亡の倍増ということで数値的には多い数字を示しております。それと、先ほど申しました人口構成それから人口ピラミッドの状況、それから自然増の数値から見ますと若い町であるなということが見受けられる状況であります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） ほかの自治体と比較しても若いということがわかりました。それから、今は自然増で毎年伸びているということは社会増もふえているということが言えるかと思えます。それも若い人が幸田町に移り住んでいるのではないかというように思います。

そこで、次に進みたいというように思います。

住みたい町、住んでよかった町という条件がございますけど、住みよさランキングで1位は千葉県印西市で、2位は愛知県長久手市のように。悔しいがここでも長久手市が2位に入ってる、まあ、仕方ないと思います。幸田町もそのような状況に近づいてはいると思いますけど。この条件の中に幾つかの条件があり、読み上げるだけでも時間がかかるので、もし時間が残れば最後にしたいというように思います。実は、12月1日から始まった年末交通立番、今は年末交通安全週間ということで、実は若いお母さんに幸田町について話を聞きました。まあ、立番をやりながら児童が通らないときにちょっと話をさせてもらいました。1人の方は桑名市から移り住んだ方で、幸田は全然寒くないと、桑名市に比べると。桑名市はどうも寒いみたいですね。自分の住んでいる周りの環境がよくて大変喜んでいます。もう1人の方は岡崎の土地から引っ越してきて、現在はアパート暮らしですが子どもたちは伸び伸びとしており、こんな住みよいところに早く家を持ちたいと明るく話してくれました。こうした方もたくさんいるのではないかと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

昭和63年に健康の町宣言をして、28年たちました。町民の皆さんの健康への意識の高まりが年々強くなってきたと思います。昨今は、高齢者と言われても高齢者が何歳を指すのかよくわかりません。今は75歳だと思っておりますけど、今や60歳で定年は一昔前の話。企業では人手不足が続く中、希望者全員が65歳以上になっても働ける割合が74%ある。70歳以上でも働ける企業は21.2%に達したそうです。6月議会で足立議員が質問した健康の道は、健康増進のウォーキングに最適です。初夏はサンコウチョウ、空きはアサギマダラの観察など多くの方が訪れています。また、気候のよい日など、中央公園や町内の至るところで多くの方が歩いているのを見かけます。高齢者は家から出てウォーキングや軽いスポーツをすることにより、老化をおくらせ健康寿命を延ばすことに効果があります。そこで、健康増進のために本町の施策の考え方をお尋ねします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 健康の町のご関係でございます。幸田町では昭和63年に健康の町の宣言をして以来、「健康は伸びる幸田の底力」をスローガンに各種健康推進事業を展開してまいりました。また、健康の町の推進のための基本計画といたしまして、平成35年を計画年度とする第2次健康こうた21計画を策定し、各種健診事業の充実、各種健康増進事業の実施、健康福祉まつりの開催、健康の道の整備、こうた健康の日、これは11月1日でございますけれどもこれの制定、保健推進員、赤ちゃん訪問員、ハート会員、食生活改善ボランティアなどの健康推進団体の育成を柱に健康推進事業を進めてまいったところでございます。また、今年度からはこうた健康マイレージ事業を新たに取り入れ、個人の健康づくりの推進も図っているところでございます。また、健康増進のための重点目標の一つといたしまして、日常生活の中で積極的に体を動かしますと定めまして、運動習慣のある人の割合を平成35年までに60%以上に、生活の中で体を動かす工夫をしている人の割合を85%以上とする目標といたしまして、住民の皆様に生活の中で体を動かすことを習慣化していくための具体的な行動として、健康の道

や中央公園を利用したウォーキングの推奨、また身近なものとして公園に設置してございます健康遊具などの活用を進めていただきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） 今、公園に健康遊具の話が出ました。いろいろなことを健康増進に関して取り組まれているということをしていろいろ言っていただきましたが、知らないことが多くて申しわけありません。これからは、ちょっとこれは十分自分自身も健康に気をつけていきたいというふうに思っております。そこで、公園や遊歩道などに背伸ばしベンチというんですか、腹筋ベンチ、それからぶら下がりの健康遊具の設置が各自自治体でふえています。本町の中央公園には設置されているのがわかりますが、町内何カ所にあるか、今後ふやす計画はあるか、お伺いいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 健康の町宣言の関連質問でございますが、中央公園を中心とした健康遊具の関係でございますので、建設部のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

今、建設部が所管する都市公園は27カ所ございますけれども、健康遊具につきましては深溝運動公園も含めますけれども、9つの公園に24基ほど設置されております。具体的に申し上げますと、中央公園には背伸ばしベンチが3基ほど、また腹筋ベンチが1基、また十字懸垂ベンチというのが2基で、合計で6基ございます。また、深溝運動公園では背伸ばしベンチが2基とか腹筋ベンチが2基、今の十字懸垂ベンチが1基の合計5基ということ。また、坂崎のほうの幸田の杜というところでは背伸ばしベンチが1基の十字懸垂ベンチ1基、ストレッチ器具が1基とまたバランス器具1基の合計4基があるということでございます。また、最近では相見の公園の中の6つの公園に背伸ばしベンチが3基とか腹筋ベンチが1基、ストレッチ器具が5基で、合計9基があるということで、全てで合計9つの公園で24基ほど健康遊具が設置されているということでございます。今後につきましては、遊具の更新時にこういった健康遊具も含めて選定していきたいというふうに考えております。なお、現在整備中の3つの区画整理ですね。岩堀の区画整理では、背伸ばしベンチ1基と腹筋ベンチ1基、また六栗の区画整理の公園では3基ほど設置を予定しているというふうに聞いております。町民の方々が憩いの場としてと、あとは休養とかいろいろな面で遊んだりコミュニティを形成するという公園であったり、または避難場所である防災機能も設けた公園でございますけれども、日ごろの健康づくりのため、また健康寿命を延ばすためのそういった施設としても重要なオープンスペースとなってございますので、そういった面でも今後とも健康増進施設の増設、こういったものを公園のほうも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木重一君） 見かけるのは結構子どもはちょっといないですけど、高齢者がベンチで休んでいるとか、それから腹筋だとかいうのをやってるのは見かけております。もっとふえればいいかなというように思っております。

最後の質問になります。これは、やはりちょっと観光面のことをうたってしまったんですけれども、健康増進に関係すると思いますから質問をさせていただきます。

ふるさと観光ボランティアガイドについてです。これは、観光というのでなければふるさとボランティアガイドで十分かというように思います。先月の島原市訪問友好交流は大変楽しかったです。島原観光ボランティアガイドの女性ガイドさんが2号車に乗ってくれました。歌も上手でユーモアたっぷり、旅の楽しさも倍増しました。1号車はどうでしたでしょうかわかりませんが、島原市には男性10名と女性6名のガイドさんがいるようです。愛知県内にはあいち観光ボランティアの会があり、37市町村で活動しております。私が3回ほど参加したことのある刈谷ふるさとボランティアの会ですが、参加者が2名以上であればオーケー、2週間前までに予約をしてガイド料金は当然無料です。発足から18年経過した現在は、刈谷市が指定した市内9コースを平均年齢72歳のガイドが30人、うち女性10人が活動しています。お互いの勉強のため現地調査や年1回の県内と県外でも交流研修会の開催があるそうです。ガイドする人も参加する人も70歳を越えており、生きがいつくりと健康増進に結びついていると思います。本町は、神社、仏閣、史跡、旧跡、文化財などが数多くありますが、住んでいて幸田の歴史や何があるか知らない人は多いと思います。誰でも参加でき、2時間程度のウォーキングは健康的です。いろいろなところを知ること、ますます幸田が好きになれること間違いのないと思います。楽しみは、おにぎりを持って、子どものころの遠足気分も味わえることです。そこで、ぜひ本町にもボランティア団体の発足を考えてください。いつかということはいませんが、こういうものがあると本当にいいなと思いましたから言いました。

最後になりましたけど、今回質問させてもらって数字が非常に多くて、大変皆さんわかりづらかったかと思えます。申しわけありませんでした。以上で終わります。

答えがもしあればお願いします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 確かに観光と健康と高齢者の方のためのボランティアとか、いろいろそういういいものが連結できれば大変いいかと思えますが、なかなか今の幸田の状態におきますと、観光の神社、仏閣、史跡等はあるにはありますが。観光資源が多いというほどの幸田町では残念ながらありません。また、愛知県は観光に力を入れるということで、来年の平成29年秋から31年秋にかけて愛知県とJRグループで愛知県大型キャンペーン、あいちDCという何かすごい何年かぶりのキャンペーンがあるそうです。JRを使つての話ですので幸田町単独ではできませんが、この機会にこのキャンペーンにも参加できるように折にはエントリーしていきたいと思っております。このキャンペーンというのは29年3月には一応イクスカーションコースという各愛知県の中で観光コースのようなものが選ばれるそうです。それに選ばれるようにもとりあえず幸田町もエントリーしていきたいと思っております。その後、29年の春には名古屋でレゴランドがオープンするようで、それに合わせてプレキャンペーンというのが始まって、平成30年の春には名古屋城の本丸御殿がグラウンドオープンするので、またそれに合わせて集中キャンペーンをやつて、また平成31年の春には全国植樹祭が愛知県であり

ますので、またそれに合わせてアフターキャンペーンということで3年間の何か愛知県
のすごいキャンペーンが始まるそうでございますので、うまくこの企画に乗れるように
頑張っていきたいと思えます。また、先ほどおっしゃったとおり、ほかの市町の観光ボ
ランティアや高齢者を生かしたやつとか、そういういい事例は今後いろいろ検討をして
いきまして、もしそういう団体と自治体との連携等がうまくいけるかどうかはいろいろ
検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 文化財が幸田町の中にも多くあるという御指摘をいただきました。
今は本当に文化財につきましては地域の誇りであって、観光振興に欠かせない資源
であるというふうに国全体でも捉えられているところでもあります。私どもも幸田の文化
財ウォーキングというような取り組みを平成26年から開始をさせていただき、神社、
仏閣いろいろなコースを歩いていただいて、文化財保護委員がその解説も加えながら幸
田のそうした文化財を知っていただくという取り組みも行っているところでもあります。
今般はボランティアの育成ということでもありますけれども、いろいろな歴史講座等を通
じて、その受講者の中から将来的にはそうしたボランティアガイドになっていただく、
活躍をしていただくような取り組みも引き続いて実施をしてみたいというふうに考
えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（浅井武光君） 4番、鈴木重一君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、足立初雄君の質問を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問してまいります。
よろしくお願ひいたします。

1番目は鳥獣害対策についてであります。幸田町は自然が多く住みやすい環境であり
ます。しかし、人が住みやすい環境は、ほかの動物にとっても住みやすいということに
なります。鳥獣の被害は全国的な問題となっておりますが、全国的には、平成22年を
ピークに被害は減少の傾向が示されています。これは、各自治体が真剣に取り組むよう
になってきたことの効果であると思えますが、幸田町の場合は、被害はむしろ増加して
いるのではないかと感じられております。

平成22年度にイノシシの対策として電柵の設置補助金をいただき、設置したところ
は一定の効果はあったと思えますが、設置後の管理が大変で、うまくいかないところや
設置されていないところから侵入されたりで、相変わらずイノシシにてこずっているの
が現状であると思えます。平成26年の9月議会において、現在の浅井議長が、イノシ
シの対策の拡充についてという議題で一般質問をされ、鳥獣被害対策協議会の設置や町
独自の鳥獣害対策の拡充を提案されました。その後、町当局としても対策を講じられて

こられたことと思いますが、まず初めに、被害の現状についてお伺いします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 被害の状況でございます。平成26年度から鳥獣被害防止総合対策事業を行う上で、費用対効果分析のために鳥獣害被害調査を行っています。平成27年度の調査結果では、イノシシが被害面積481アール、被害金額は598万6,000円、カラスが136アール、516万8,000円、ハクビシシ、その他が78アール、443万5,000円です。全体では695アール、1,558万9,000円となっております。前年度と比べると減っておりますが、2年分のこの調査結果しかありませんので一概には言えません。

以上です。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 平成27年度のイノシシの被害額が598万6,000円ということですが、浅井議長の一般質問において、平成25年度の被害額が34万8,000円と回答されております。2年の間に17倍強の被害額となっていることとなります。ハクビシシの被害も多く聞こえてきます。そのほかの鳥獣の被害も増加していると思われる。町当局としては、現在どのような対策を講じられていますか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） イノシシが多いものですから、イノシシ対策としては国庫補助事業で鳥獣害防止総合対策事業を行っております。幸田町の東側の長嶺区から久保田、大草、荻、芦谷、里、海谷にかけて、この遠望峰山の麓なのですがワイヤーメッシュの柵を設置し、イノシシの被害を防止するという対策を今行っております。ほかに個々の個人所有地対策としまして、町単独の幸田町鳥獣害対策事業で田んぼや畑や果樹園等で獣害の防止のために設置する防護柵設置工事のうちの材料費の2分の1の補助を行っております。また、狩猟免許取得支援事業といたしまして狩猟免許の取得にかかる費用を補助して、狩猟免許取得者の増加も図っております。また、岡崎猟友会へおりやわなの管理をお願いして、イノシシの捕獲も行っております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） イノシシの捕獲については、岡崎猟友会に委託しているということですが、委託料の額と積算の内容はどうなっていますか。また、実際の従事者は何人ですか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 岡崎猟友会に年間40万円の委託料で、わなやおりの管理を含め幸田町内の有害鳥獣駆除をお願いしております。イノシシの捕獲を行っている猟友会の方は4名ありまして、そのうちの2名が主でやってもらって、サブとして2名でお願いしております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 猟友会の人からは、ボランティアでやっているという声も聞こえてきますが、40万円の行方は把握されていますか。実際に活動してくださった方に幾ら支払われているか把握されていますかお伺いします。

- 議長（浅井武光君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（伊澤正美君） 岡崎猟友会へは40万円のこの定額で、幸田町内の有害鳥獣駆除を委託しております。岡崎猟友会の実績報告書に基づいて確認はしておりますが、個々への支払金額については町としては把握はしておりません。
- 議長（浅井武光君） 1番、足立君。
- 1番（足立初雄君） ボランティアということなのですか、それとも40万円で十分支払われているという認識でありますか、お伺いいたします。
- 議長（浅井武光君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（伊澤正美君） 十分であるとは思っておりませんが、役場としてのこの協力体制といたしまして捕獲したイノシシの処分を役場の職員が役場の軽トラックでセレモニーホールとぼねまで運んでいって処分をしております。また、今後につきましては岡崎猟友会と話をしながら進めていきたいと思っております。
- 議長（浅井武光君） 1番、足立君。
- 1番（足立初雄君） それから、鳥獣害防止総合対策事業を実施されております。これを実施するために鳥獣害対策協議会を設置されてますが、事業費の額は幾らですか。また、事業内容は具体的にどのような内容ですかお伺いいたします。
- 議長（浅井武光君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（伊澤正美君） 鳥獣害対策協議会へは、負担金として平成27年度は68万1,000円で、このうち国の交付金が62万8,000円でした。平成28年度は予算ベースでは68万9,000円を交付して、そのうち国の交付金が62万9,000円を予定しております。事業内容ですが、整備事業としましてワイヤーメッシュ柵の材料費、これが60万5,000円、あと推進事業といたしまして各区にお願いしているおりの管理1基5,000円や、狩猟免許取得支援や会議費の5万9,000円、捕獲事業としまして24万1,000円です。そのうち整備事業と捕獲事業が国の交付金で賄われております。また、おりの管理の内容につきましては、わながけや餌やり等がありまして、わなや餌やりは有資格者でないとできませんので猟友会の方の4名の会員の方が行って、各区の皆さんがおりの見回りを行っているというのが鳥獣対策事業の大体の内容でございます。
- 議長（浅井武光君） 1番、足立君。
- 1番（足立初雄君） それから、狩猟免許取得支援金、これについて協議会から直接支払われる仕組みですか。それから、また27年度は何人の方が取得されましたか、お伺いいたします。
- 議長（浅井武光君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（伊澤正美君） 支払い方法は、取得者本人に直接鳥獣害対策協議会から支払われます。狩猟免許取得支援事業は27年度から開始しまして、昨年度は6名の方が取得されております。
- 議長（浅井武光君） 1番、足立君。
- 1番（足立初雄君） 猟友会への駆除の委託料は、実績や現地指導の回数に見合った算定が必要ではないですか。40万という大ざっぱなことですか、その辺についてもう少し

お伺いします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 実績数字にも左右されず、幸田町から毎年定額の委託料40万を支払っているという現状でございます。現在は定額委託料としておりますが、また毎年イノシシやカラス等の捕獲頭数も変動しております。また、鳥獣害対策協議会からおりやわなにかかったイノシシを処分するために、1頭成獣で8,000円、幼獣で1,000円を個人に支払っております。今後、捕獲頭数が増加するようでしたら、また岡崎猟友会のほうと協議していきたいとは考えております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 捕獲に関する費用として鳥獣害対策委託料、これが岡崎猟友会に定額で40万円支払われている。それから、おりの管理として1基5,000円、また獲得したイノシシの処分費として成獣は8,000円、ウリ坊は1,000円ということになっておりますが、これが妥当であるか少ないのか、よく関係者の方々と協議をしていただくようお願いをしまして次の質問ですが、現在実施されているワイヤーメッシュの防護柵はある程度の効果はあると思われませんが、完全ではありません。もう既に問題が発生してきております。この対策を補完する次の対策が必要と思われませんが、次の対策は考えておられますか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 国庫補助事業であります鳥獣被害防止総合対策事業は、平成27年度から29年度の3カ年の完了予定であります。平成27年度で全体の45.2%、28年度末で予定では今80.3%を完了する予定でございます。平成29年度末に向けてこの東側全体17キロメートルをおりで囲うという予定でございます。本年度は、まだ鳥獣被害防止総合対策事業の2年目でございます。まだ事業は完了しておりません。事業完了後の被害状況の把握を努めていきたいと思っております。また、狩猟免許支援事業で有資格者をふやしていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 平成27年度に行った状況の中で、既に問題が出てきております。各地域からの問題に対する施策を早急に立てる必要があるのではないですか。被害状況を見てというのは、余りにものんびりした行政と言わざるを得ません。イノシシも喜んでいのではないかと思います。これだと、人が死んでから対策を考える姿勢そのものに聞こえてきます。反論があればどうぞ。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 私も先日岐阜県の郡上市に視察に行ってきました。そこで見たところは、ワイヤーメッシュ柵にステンレス入りのネットをかけて、下側を30センチほど外側にはわすと、イノシシが自分の足元が見えないので効果があるというような話も聞きました。このような全国の先進事例をまた研究しながら試行錯誤していきたいと思っております。また、イノシシに壊された箇所につきましては、補修用の柵を町で購入して支給していきますので、また各区も皆さんで補修していただきたいと考えております。

- 議長（浅井武光君） 1番、足立君。
- 1番（足立初雄君） 郡上市の例はよい手本だと思います。本町においてもぜひ早急に実施していただきたいと思います。一度壊された柵は、同じ柵では効果が余りありません。今回設置した柵の保管として、ハード事業では柵の補強事業をまた考えていただけるといふふうに認識していただきました。一方、ソフト事業としまして、今回設置した柵の設置箇所などの見回り隊の組織化が必要だと思います。また、現在捕獲に携わってくださっている猟友会の人々の人数が非常に少ない、おりの数に比べてそれを管理する人が足りないという声を聞いていますが、まず捕獲組織の充実化が必要ではないでしょうか、お伺いをいたします。
- 議長（浅井武光君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（伊澤正美君） 確かに捕獲組織の充実も必要かと思えます。また、あわせて狩猟免許取得支援事業を利用しまして狩猟免許の取得者が増加して、将来的に猟友会に入会していただき組織が充実していけばいいかと考えております。それから、また各区で猟友会の取得者がふえて裾野が広がって将来に向けて組織が充実していければいいかなとは考えておりますが、現段階では猟友会が主体でありますので、またよろしくお願ひします。
- 議長（浅井武光君） 1番、足立君。
- 1番（足立初雄君） それでは、去年免許を取得された方は、現在どのような活動をされていますか、お伺いをいたします。
- 議長（浅井武光君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（伊澤正美君） 免許取得の6名の活動状況でございます。6名のうち2名が久保田の方で、久保田区の中で、この区の行政区の中での捕獲活動に従事しております。ほかの4名の方は岡崎猟友会に入会して活動していただいております。
- 議長（浅井武光君） 1番、足立君。
- 1番（足立初雄君） 久保田の2名の方は猟友会に入っていないのでしょうか。猟友会に入った4名の方、これはどのような活動をして見えますか、もう少し詳しく説明をお願いします。
- 議長（浅井武光君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（伊澤正美君） 久保田の2名の方は、久保田の中でおりを使った捕獲活動を行っております。ただ、久保田区内しか行っておりませんので、今のところ猟友会には入ってはおりません。それから、ほかの4名の方については、猟友会に入りながらサブとして一同の活動に応援をしていただいているという状況でございます。
- 議長（浅井武光君） 1番、足立君。
- 1番（足立初雄君） 久保田の実際にやっておっていただける方は猟友会に入っていないという、いろいろな今の補助金なり手当なりというのがいかならないのではないかとこのことをちょっと心配をしているところであります。
- 次に、猟友会と地域の連携も必要と思えますが、地域住民による見回り隊のような組織の推進や支援は考えておられますか。お伺ひします。
- 議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 今後、またこの補助事業を使って柵をやってもなかなか被害は多分抑えられないかもしれませんが、もし今後この被害が大きくなるようになりましたら、例えばおりを見回るときに防犯パトロールのようなオレンジ色のベストを着た鳥獣パトロール隊のようなものができたらいいかなとは私は思っておりますが、また鳥獣対策協議会の方々ともいろいろ話をしながら、イノシシが人になれないような、人を見ておびえるような何かいい方法をいろいろ近隣市町や先進地域の情報を聞くなどして、また各区の組織化についても今後研究していきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 地元の各区の組織化について研究をしていただけるという答弁をいただき、ありがたく思います。イノシシの被害は、今や全国民の問題になりつつあります。昼夜を問わず、町中へもあらわれて、一般住民を襲い、けがを負わせ、死亡者まで出ているのが現状であります。幸田町においてもそうなる可能性はあります。なぜなら、幸田町は自然が多く住みやすい環境であるからであります。農地を持たない町民も一体となって組織化に取り組むべきではないかと考えます。神戸市はイノシシ条例を制定し、市民にイノシシに対する啓蒙をしております。鳥獣も、生物多様性の面から、あるいは自然保護の観点から見ればかわいい動物たちです。しかし、野生の動物に対する接し方を誤ると、人に危害を加える存在になってしまいます。一人農業者のみの問題ではありません。豊かな自然を共有する町民全体の問題であることを、町自体が町民に対して発信すべきときだと思えます。現在、幸田町の鳥獣害対策担当はどのような体制になっていきますか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 現在の幸田町の体制といたしましては、産業振興課果樹園芸担当と水稲の担当が兼務で行っているという状態でございます。鳥獣害専門で行っている職員は残念ながらいません。今後、イノシシ被害が増加してくるようであれば専門的な職員が必要となり、職員の育成も急務になってくると思えますが、今のところは少ない体制で頑張っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 2010年1月11日のことですが、石川県金沢市伏見台の路上で、「車でイノシシをひいた」という110番通報があつて、石川県警の金沢中署の警察が駆けつけたところ、イノシシが暴れており、猟友会員の2人にかみつきましたので、警察官が多分ピストルと思えますが、計6発を発砲して射殺した。こういう報道が載っております。これは、ヤフーニュースの動物による被害という情報でした。幸田町においても、いずれサルも来るとおられます。鳥獣害はいずれ農作物だけではなく、人に対する被害も及んでくると予想されます。防災対策の中に鳥獣対策を含めるなど、町の行政組織として全町的な組織の編成が必要と思われそうですが、いかがですか。町のお考えをお尋ねします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 現在は農業振興グループ内で対応しておりますが、今後いかににおいては、鳥獣被害対策に向けた新たな体制づくりが必要になるかもしれません。

また、農作物の被害だけでなく、町民の人的被害も否めないことから、農業被害に特化したのではなく、全町的な組織を構築する必要も出てくるかとは考えられますが、しかし、現時点では鳥獣害専門のグループの設置は、人的また職員の専門知識も持ち合わせていないため今のところはまだ困難でございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 町の職員に狩猟免許の取得補助を行って、専門知識のある職員の確保、それから現場対応が迅速にできる体制の整備が必要と思います。佐賀県の武雄市はイノシシ課を設置しております。今後、先進地の情報を収集して、鳥獣に負けない体制を早急に構築していただきますようお願いいたしますとところであります。いま一度、町のお考えをお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） イノシシのこの捕獲頭数は平成24年が13頭でした。25年が30頭でした。26年が4頭でした。27年が34頭でした。ことし28年度は現在まで今は47頭と成果は一応上がってはきております。その分被害も多いかと思えます。鳥獣被害は今後増加することも考えられます。現在の職員体制では十分とは言えない場合も考えられますが、先進地の情報や体制についてまたいろいろ研究して、参考になるものがあれば現場のほうに取り入れていって、各区の皆様方の期待に応えるよう頑張っていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 最後に大変前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。鳥獣害対策は大変難しい問題であると思います。全体で取り組んでいただかないとできないのではないかと考えております。例えば、町民会館にサルやイノシシがあらわれ、町民にけが人が出たと、町はどのような対応を取るかといったような訓練、捕物帳、こういうものもしておくべきではないかというふうに思います。町長は、災害に対して想定外はあってはならないということをおっしゃっておられます。十分な体制を構築していただきますようお願いをいたしまして、次の2番目の質問に入ります。

2番目の質問は、通学時における安全対策についてであります。児童生徒の通学時には、さまざまな危険が潜んでおります。子どもたちが元気に通学できておりますことは、関係各位の努力のたまものと感謝いたしますとところであります。さまざまな危険の主なものとして、一つは不審者などからの危害、二つ目は車などの交通事故、三つ目は台風や竜巻からの風水害などが考えられます。これらの危険の防止対策として、現在、どのような対策が立てられているかお伺いし、さらなる改善点を探ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、防犯上の対策についてであります。幸田町の人口は増加傾向にあります。このことは、町の活性化の面では大変喜ばしいことと思われれます。しかし、その反面で、犯罪も複雑で多様化することが予測されます。刑法犯認知件数は減少傾向にあるようですが、最近では幸田憩いの農園の自動販売機もたびたび壊されますし、町民会館の外便所も、いたずらされた跡があります。また、不審者情報がよく携帯に入ってきています。このような状況を見ますと、子どもの安全の確保が難しくなっているのではないかと

と思わざるを得ません。そこで、お尋ねをします。不審者情報が入ったとき、町の防災安全課を初め、教育委員会や学校は、実際にどのような行動をとっておられるか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 不審者情報が教育委員会や警察などから入ってまいりましたときの町としての取り組みにつきましては、防災安全課におきまして、こうたタウンメールにて注意喚起を行い、また地域安全ステーションによる子どもたちの下校時のパトロールを強化するなどの対応により安全の確保に努めているところでございます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 教育委員会のほうの対応でございますけれども、不審者情報が入ってまいった場合、まず内容を確認をいたし、町内の全小中学校及び保護者等に向けまして、一斉にメールを送信するようしております。これまでは各学校のほうで、私どもが送信しました内容をもう一度打っていただいて、それをメールで発信をしております。この手間を省きたいというようなことで、ことしの4月から、教育委員会から町内の全小中学校の保護者に向けて一斉に送信ができる仕組みに改めて迅速化を図ってきたという点がございます。こうした対応をとっているところでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 不審者情報を発信して、関係者の注意喚起をする、このことは初めの一歩だと思います。不審者情報を受けて、関係者がどのような行動とか体制をとるかであると思います。情報を受けても具体的な行動にはなかなかかなりにくいのではないかと思います。児童生徒が実際に不審者に襲われたときにどう対応するか、うまく逃げる方法などを生徒に周知し、実地訓練などを行うなど、今後もさらに努めていただきますようお願いいたしますところであります。その一つの対策と思いますが、逃げ込むところとして、通学路の途中にこども110番の家の設置がなされておりますが、その設置状況についてお尋ねします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） こども110番の家ということでございます。こども110番の家の指定につきましては、岡崎警察署がこの事業に今取り組んでいて、学校との関連を深く持つようにこうした事業を展開をしているところであります。平成28年の3月の時点で学区ごとに申しますと、坂崎小学区につきましては18軒、幸田小学区につきましては25軒、中央小学区につきましては25軒、荻谷小学区につきましても同様の25軒、深溝小学区については61軒、豊坂小学区については25軒、合わせまして179軒となっております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） こども110番の家に駆け込むようなことはないほうがよいというふうに思いますが、実際の活動実績についてはどのようになっていますか。また、万一駆け込んでこられた場合には、家主はどのような対応をするかなどの研修や訓練はされていますか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

- 教育部長（小野浩史君） こども110番の家に駆け込んだ事例はということでありまして、けれども、助けを求めた事例は今のところないということでありまして。なお、トイレをお借りをしたり、転倒をしまして、そのけがの手当をしてもらった事例があるというようなことは聞き及んでおります。また、いざとなったときの研修につきましては、岡崎警察署のほうでは特に行ってはおりませんが、対応マニュアルというものを110番の家のほうに配付をして、周知を徹底しているというところがございます。
- 議長（浅井武光君） 1番、足立君。
- 1番（足立初雄君） 幸田町内に179軒のこども110番の家があるということでありまして。思ったよりも多くの軒数だと思われまして。岡崎警察署のほうでも、研修会を開くのは大変なことかとも思われまして。万一のときに児童生徒が安心して、心の動揺を鎮めていただく。また、こども110番の家の方がけがをしないようにして対応していただく。それから、不審者の特徴をよく把握して、報告できるようにというようなマニュアルだろうと思われまして、そのマニュアルをしっかりシミュレーションしていただき、落ちついて行動できるようにお願いをいたすところでありまして。一方、子どもへの周知はどのように指導されていますか、お伺いします。
- 議長（浅井武光君） 教育部長。
- 教育部長（小野浩史君） 小学校のほうの事例で申しますと、通学路マップそれから防犯マップにこども110番の家を記載をいたしまして、児童及び保護者に周知を図っているところでありまして。また、毎年通学団の担当教員と児童とともにこども110番の家のお家のほうに直接お伺いをいたしまして、御挨拶とお礼に伺うとともに正確な位置についても確認をして、それをさらに周知徹底をするというようなことを実際に行っているところがございます。
- 議長（浅井武光君） 1番、足立君。
- 1番（足立初雄君） こども110番の家の方と子どもたちが親しくなり、いざというときに逃げ込みやすい環境を整えておく必要があると思われまして。今後も、そのような交流を深めていただきたいと思います。それから、民家のないところ、この対応についてはどのようにされていますか、お伺いします。
- 議長（浅井武光君） 教育部長。
- 教育部長（小野浩史君） それぞれの通学路によって登下校をいたす中で、遠距離の児童生徒につきまして不審者が近寄ってくるようなケースが考えられるわけでありましてけれども、特に小学校におきましてはこうした遠距離の児童につきましては、町のコミュニティバスを利用させていただくことが可能となってまいりました。中央小学校を除く小学校におきましては、3時下校の低学年はスクールタイムということ子どもたち専用の時間帯を利用させていただいております。それから、4時下校の高学年につきましては、コミュニティバスの第6便を利用させていただいて下校をしているところでありまして。現在約250名の児童が利用させていただいております。こうしたエコバスによりまして、曜日によっては一斉下校というときもありますけれども、かつて遠距離であった通学につきましては、バスを活用させていただいているというのが実情でございます。
- 議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） えこたんバスで下校できるというのは、大変防犯上あるいは交通安全上の面でも安心ができる対策であると思います。

次に、交通安全上の対策についてであります。学校へ行くときは、何とか整然と隊列を組んでいるようですが、下校時は余り整然としていないように見受けられます。上級生への指導はどのようになされていますか、お伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 毎日の登下校の中でいろいろなことがあるわけでありまして、特に通学団会の折には、特に低学年の安全に配慮した隊列の組み方につきまして、教員の指導におきまして、例えば雨の日は傘を差すために1列で並ぶようにしましょう。あるいは、高学年児童が必要に応じて低学年の子と左右を変わって安全に登下校するというような、実際には指導をしているという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 子どもたちは、先生が見ているところでは教わったとおりに整然としております。挨拶もしっかり行われているようでありますが、特に下校時には、じゃんけんや負けた児童生徒が勝った児童生徒のかばんを持ったり、水筒を持ったりしているようです。これも子どもたちにとっては遊び感覚かもしれませんが、下級生が上級生に無理やりやらされているような事例があれば、登校拒否にもつながりかねない問題であります。また、登校時に忘れ物をして、1人で取りにいく生徒もいますが、慌てております。大変交通事故が心配になるケースであります。このような場合の対応についても御指導をいただいていると思いますが、まだ守られていないのが実態と思われま。通学時における上級生の役割は大変重要であると思います。教育的手法で、上級生をうまく御指導していただきますようお願いをいたすところであり。対応についてお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 登下校の間には、さまざまな問題が生じているということも事実であります。児童生徒の登下校の様子につきましては、地域の方々や保護者の皆様から情報をいただくこともございます。また、児童生徒が学校で直接担任に申し出てくることもあります。そのような場合につきまして、関係の学年の教員や生徒指導担当が該当する通学班を集めて、その事実を確認をし、必要な指導を行っているところであります。特に上級生におきましては、御指摘いただきましたように自覚を持たせる、問題の解決に向けて具体的な行動ができるように、さらにまた指導のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 先月8日に視察しました阿久比町では、子供見守り隊というボランティアを募集して、登録をされているようです。本町においても、先月22日の社会福祉大会において、手島修さんと三浦敏男さんが、通学時の見守りを長年やっていたということで表彰されました。散歩がてらでもよいと思います。登下校の安全確保に大きく寄与していると思います。現在、何人くらいの方がこのような見守りをしているか把握されていますか、お伺いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 各学校におきまして児童の見守り隊でありますとかスクールガード等の名称で、保護者の皆様や地域の皆様方が児童生徒の安全な登下校のために力添えをいただいている、本当に感謝いたすものでございます。人数でございますけれども、少ない学校で23名、多い学校では75名が、防犯パトロールや立ち番を通して子どもの安全確保をしていただいているところであります。中央小学校のボランティアのように、毎日、児童の登下校に付き添っていらっしゃる方もお見えになるということにつきましては承知をしておりますし、またボランティア以外の方におかれましても、毎日、自宅周辺で児童を見守っていただいている方がお見えになるということも承知をしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 私も、中央小学校の生徒が下校するときに、そういった方たちが付き添ってみえる、そういうところを見ました。大変ありがたいことと思っております。児童生徒の通学時で一番注意を要することは、やはり交通安全の問題だと思います。子どもたちがふざけたり、何かに夢中になってつい車道に出てしまったりすることや、歩道のない道路で車に接触したりしてしまうようなことが考えられます。特に最近はハイブリッド車で音がしない車がよく走っておりますので、車に気づかないということがあるかと思えます。歩道のない通学路にグリーンベルトの設置がなされていますが、これは歩道の設置されていない道路の路側帯で歩道と同じ意味合いで、車の乗り入れをしないようにドライバーの注意を喚起するためと思えますが、まだ設置されていないところも見受けられます。グリーンベルトは、どういう手順で設置されていますか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） グリーンベルトにつきましては、道路管理者である建設部の土木課のほうが所管し設置しております。手順としましては、学校や行政区から設置の要望を受け、現地調査や状況を確認した後、警察も含めて関係機関の調整を行って対応しているという状況でございます。ちなみに累計としましては、平成21年度から平成27年度末まで6学区で、延長にしまして1万7,938メートル、約18キロを実施しているということでございます。なお、通学路であっても学校とか地元から設置要望のない路線につきましては、未設置のような状況となっております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 学校からの要望として提出された箇所、これについて設置できていないところがまだありますか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） グリーンベルトについては通学路対策として行っておりまして、指定通学路となっていない場所については設置していないというのが実情でございます。また、一般的には幹線道路などで歩道がしっかり設置、整備しているという路線とか、その反対に道路幅が狭小で車両の通行が少ない路線についても、通学路として地域の安全性を確認しながら設置をしていないというような状況はございます。通行が極めて少

なく車両が特定される生活道路とか、交差点部分で現場の状況とか、舗装の路面の状況、また路側線の有無、道路の構造により道路管理者の判断で設置していない箇所もあります。学校側から要望があれば、予算の範囲内で積極的に設置していく方向でありますけれども、平成28年度から、今年度からは通学路安全プログラムというのに基づく幸田町の通学路安全推進会議というのを設置しております、この中で、警察、教育委員会、交通安全担当とか県道の道路管理者、各機関出席のもとに、グリーンベルトについてもその必要性とか設置効果なども検討しているという状況でございます。今年度につきましては、塗り直しも含めまして、1,830メートルほどの要望が出ておりますけれども、現在、関係機関との調整が終了しました約700メートル、1,830メートルのうち700メートルについて既に設置済みであったり、設置予定ということで段どりを組んでいる状況でございます。なお、残りですね、700メートルを除いた1,130メートルにつきましては通学路に指定されていない路線があったり、それが860メートルほどございます。また、過去に設置した路線で引き直しの要望が270メートルほど残りの分がでございます。基本的には通学路を対象とし、距離また引き直しも随時行っておりますが、今回要望がありました件については現場の状況を把握しながら、もうしばらく現状のままで御理解いただきたいということで関係機関との調整も行って、説明させていただいているというふうな状況でございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 平成21年度からの着手ということでありますと、もう必要なところはほぼ設置されているのではないかとこのように思っております。今後は、塗り直しの段階に入っていくということですが、グリーンベルトは縁石ではありません。先ほども言いましたように、児童がふざけ合いながら通行してラインの外に出てしまう、多々あると思います。今後は、両側に設置していただく方針にはならないでしょうか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 平成21年度から国の補助事業で始まったこのグリーンベルト設置事業でございますけれども、基本的には片側に設置をしております。事業開始から8年目となった今年度におきましても、まだ新規の設置要望が各小学校区から出されてきておりますので、また最近では塗り直しという要望も出てきているということで、今後につきましても、これまでどおり新規の設置要望については積極的に設置をしながら、通学路でのグリーンベルト設置路線の延長を伸ばしていきたいという形で、片側ではありますけれども少しでも延長を伸ばしていきたいというふうな考え方でございます。あわせて塗り直しについても、現場の状況を把握しながら、薄くなってしまったような箇所について、再度、再設置していきたいと。御提案の道路の両側へということでございますけれども、学校側とか地元等関係機関と協議しながら、国県補助の充当も視野に入れながら、通学路交通安全プログラムの協議会などでその路線に掲げながら、今後検討していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 片側のほうを早く完了して、両側の設置へと進めていただきたいと思います。児童は道路の右側を歩けというのが、歩行者はですね、というのが道路のルールだと思います。これで、片側ですと、行きがもし右側であれば、下校のときは左側を歩いてというちょっと通常とは違う歩き方です。後ろから車が来るとわからない、音が小さいとすぐにわからないというようなことであると思います。ぜひ両側に早く設置をしていただきたい。それから、今回の行政区で860メートル、通学路以外の申請があったということでもあります。グリーンベルトは、今や地元では交通安全施設というような認識ではないかというふうに思われます。こういった面への対応もできるように配慮をお願いしたいというふうに思います。

次に、台風などの風水害に対す安全対策についてであります。教育委員会は学校にどのような指示をされていますか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 台風、風水害に対する安全対策ということでもありますけれども、毎年年度初めの4月の校長会におきまして、「台風・地震等における学校の対応について」という議題で、各警報発令に合わせました非常配備の体制であるとか、特別警報等の発表時刻に合わせた児童生徒の登下校指導につきましても具体的に周知をしているという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 風水害の警報が出されると予測されます。そうすると、児童生徒を事前に帰宅させる場合に、先生は児童生徒をどこまで見届けることになっていきますか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 特に災害時や不審者の場合には教職員で分担をして、各通学班について安全確認をしています。教職員の人数には限りがございますので、全ての児童の家まで引率はできませんけれども、遠くの通学班にもついていっている状況であります。特にどこまでというふうな決めはないわけでもありますけれども、可能な限り引率をするという状況でございます。また、台風の登下校の際につきましても、特に登校する前におきましては全職員で分担をして通学路の安全確認をしているという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 児童生徒の安全確保のために、先生方の御苦勞を改めて認識をいたしました。大変感謝をいたすところであります。児童生徒が安全に帰宅するためには、警報が発令される前に、家に入れるように帰宅させることが必要と思いますが、帰宅の指示、決定はどのような手順で行われていますか。簡単でよろしいですが、説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 台風につきましては、警報が発令をされている中で下校をするというような状況が一つ御提案をいただいているわけでもありますけれども、まずは全児童を安全に保護者の方にお引き渡しをするという手段を考えるわけでもありますけれども、

子どもさんをお渡しするまでは学校でお預かりをします。お引き取りがおくれる場合は必ず学校のほうに御連絡をいただきたいというようなこと。それから、中学校の場合につきましては、学校で下校途中の安全を確かめた上で真っすぐに集団下校はさせると。

1人だけになるような場合は、家庭へ連絡をして注意をさらに換気をします。また、帰る途中が非常に危険であると判断をすれば学校にとどめて、安全になってから帰すというような配慮をして、これまで徹底をしてきたところでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） ことしの台風16号であったと思いますが、昼食を食べて1時半ごろに帰宅というような情報を聞いておりました。私の孫は2時ごろになっても帰ってこなかったのが心配になって迎えにいきました。なかなか姿が見えません。どんどん歩いてくと通学路の半分ぐらいのところまで来て、やっと会えた状態でした。もうそのときは傘が差せる状態ではありません。雨が顔に当たって痛い状態で、半べそかいていました。上級生が下級生を見守る余裕もない状態でした。中学生はもう少し早く、それより早く帰ってきておりましたが、自転車でもありましてやはり傘を差しておりません。みんなびしょぬれ状態です。学校としてはもう少し早く帰宅させることができなかったのかお尋ねします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 実際にことしの台風16号につきまして9月に襲来をいたしましたわけでありまして、このときにおきましては、給食をとってそれぞれの学校ですみやかに子どもたちを下校させるという指示を出したところであります。各学校ごとの対応がそれぞれであったわけでありまして、児童クラブへ行く予定だった児童の保護者への連絡、その対応にやや時間がかかったこと等によりまして、今議員が御指摘のような実際に風雨が一番強い時間帯での下校となったということを反省点として持っております。このことを受けまして、10月の校長会におきましては、いつ子どもたちを帰すかということにつきまして、午前9時に朝早くめどをもって教育委員会から各学校へは指示をしよう。それから、下校時刻を変更するというようなメールを保護者へできるだけ早く配信をしようというようなことを再徹底を図っていたところでございます。

○議長（浅井武光君） 答弁者にお願いします。理事者も同じように、残りが少なくなってまいりました。よろしく願いをいたします。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） あと、1問でございます。

日本風工学会というのがあります。瞬間風速と平均風速の関係で、瞬間風速は3秒間の平均、平均風速は10分間の平均の風速であると言われております。瞬間風速としては、町の様子との関係という指針を日本風工学会は出しております。これによりまして瞬間風速で10メートルの風が吹くと傘が差せない状態としています。気象庁は、瞬間風速は平均風速の1.5倍から3倍になると言っております。これから判断しますと、平均風速は5メートルであっても瞬間風速は最大で15メートルの風が吹く可能性があるということでありまして。傘が差せない状態は起きると予測されております。名古屋地

方気象台が出す注意報は、平均風速が注意報の場合は13メートルとしております。注意報が出た時点でもう全く傘は差せない状態になっているということになります。登下校の判断は名古屋地方気象台の情報によっていると思いますが、アメダスの観測所は岡崎市内と蒲郡市内にはあるようですが、幸田町にはありません。町の災害対策本部では、消防署のデータのほかにどのような情報を収集しておられるのかをお伺いします。また、日本風工学会などの情報もよく研究され、自前の気象観測データなどを十分に活用して、より迅速に対応ができる体制を構築していただけるようお願いをいたすところであり、この答弁につきましては、防災安全課が全体の町内の防災ということにかかわっておられますので、防災安全課のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） ちょっとお時間のほうがありませんので、簡単に説明させていただきます。

町の災害対策本部での情報収集につきましては、消防署のデータと気象庁が発表する降雨予報、それから愛知県の高度情報通信ネットワークからの情報などにより、事前に降雨の見込みを立てているということでございます。風に対する備えといたしましては、主に消防署の風速計により風向や最大風速、平均風速と気圧などにより判断をしております。今後も気象庁の新システムを活用しました新たなステージに対応した防災気象情報など、入手できる情報をフル活用し、災害対策に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます、2件について順次質問をしてみたいです。

まず、就学援助制度についてであります。そもそも就学援助制度は憲法第26条、教育基本法第4条、学校教育法第19条の規定による制度だという認識はあるかどうか。まず、この認識について問うものであります。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この就学援助制度につきましては、憲法を初めといたします関係法に基づいて、生活に困窮をする、そうした児童生徒及び保護者の支援をしていく。教育にとって、そうした困窮を理由として受けさせないというようなことはあってはならないというようなことであると思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 肝心なところの問題ですが、先ほど申し上げた憲法の問題、学校教

- 育法の問題、それから教育基本法、そこに生活に困窮をするという字句がございますか。
- 議長（浅井武光君） 教育部長。
- 教育部長（小野浩史君） まず、憲法につきましても、教育を受ける権利と受けさせる義務ということで、生活困窮という表現はございません。教育基本法におきましても、3条において、経済的理由によって就学困難なものに対して奨学の方法を講じなければならない。それから、学校教育法につきましても、そうした生活困窮というような表記はございません。
- 議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 私が申し上げたいのは、そういう字句にこだわるという問題も一つありますけれども、要は、これは国民の権利だよという点での認識を問うものであります。
- 議長（浅井武光君） 教育部長。
- 教育部長（小野浩史君） 大もとはそうした憲法、教育基本法に基づきまして、経済的な理由によってその就学を困難とするような状況について、国及び地方公共団体がその保護をしていくという趣旨において就学援助制度ができ、現在においても一部要保護と準要保護というような区分がありますけれども、現在においてもその支援をしているという状況に変わりないと思っています。
- 議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 要は、申し上げたいのは、一つは国民の権利だということと、もう一つは教育基本法や学校教育法、その中で小学校、中学校に在学をする児童生徒を持つ父母あるいは保護者は誰でも申請できますよ、これが基本ですよ。その前提に生活に困窮をするというものは一言も書いてないですよ。国民の権利で、そのときに線を引いてあなた困窮してるのか、困窮してないのかというのが線引きの内容ではない。小中学校に在学をする児童生徒を持つ家庭は、誰でも申請ができるよという制度の根幹の問題についてであります。どういうふうにお考えなのか。
- 議長（浅井武光君） 教育部長。
- 教育部長（小野浩史君） 制度の根幹の部分ということで、さまざまに憲法を上位法といたします教育基本法、学校教育法、それから実際には就学困難な児童生徒に係る就学奨励に関する国の援助に関する法律という法律もあります。その国の援助に関する目的につきましても、経済的理由によって就学困難な児童生徒について学用品等の就学奨励を行う地方公共団体に対して、国も義務教育の円滑な実施に資するための支援をしていくというようなことがありますけれども、基本としては、子どもたちにそうした経済的な理由によって教育を与えないというようなことはまずもってないようなことが基本にあるというふうに思っております。
- 議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） つまり、制度上は、申し上げたとおり、小学生、中学生が在学する世帯は誰でも申請ができますよと。申請ができるということは、受付をする。受付をした後に、言葉は適切じゃないけどどうふるいをかけるか、それは市町村教育委員会が基準を設けてやるんですよと。初めからふるいにかける基準で申請の可否を判断をしては

いけないということなんだ。誰でも国民の権利として、教育はこれを無償とするという憲法の精神に基づいていくなれば、小中学生が在学する世帯の保護者は誰でも申請ができますよということなんだ。その上で、市町村教育委員会が持つ基準に基づいて、それをふるいにかける。こういう仕組みだというふうに思うわけですが、そこら辺の認識はどうでしょう。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この就学援助制度について、誰もが申請をしていただいて、その認定につきましては教育委員会が独自の基準において認定をするわけでありますが、申請行為につきましては、そうした拒むものではもちろんないというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、誰でも申請ができるよ、その上で教育委員会が自分たちの基準に従ってその申請の可否を判断をする。そういう一つはきちんとしたルールを認識していただきたい。結局、出てきたものは、あなたは対象外ですよ。申請するのはちょっとおこがましいと思わへんと。ずうずうしくはないかというのは、あなた方がずうずうしいんだ。自分たちの設けた基準で、申請後にそれを可否を判断する、その物差しだよということなんですよね。ですから、申請に当たって誰でもいらっしゃいと、制度をどうぞ使ってくださいよという問題の一つは、この制度の周知を徹底をする。こういう問題であります。そうした点で、制度の周知徹底についてどういうふうに具体的に事務をお進めになっておられるのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 就学援助制度につきましては、先ほども言いましたように、お子さんを小中学校へ就学する上で経済的に困りの保護者の方に対して、学用品、学校、給食費等の援助を行っていますというようなお知らせをつくるわけで、それでPRをしているわけでありまして、特に新入学される新1年生になる保護者の方に、事前にこうしたお知らせをするチラシを配付することによりまして、適用があるとすればそれにのっとって申請をしていただくこと、最初の押さえを新入学児童のところでさせていただいて、それから、毎回毎回各学年が上がっていくわけでありまして、継続的にこうした申請は各学年でまた申請をしていただくこととなりますので、あわせて周知もしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 答弁がございましたように新入学時、この新入学という考え方は小学校に入る子どもたちを新入ということではない。それも含めて中学校の1年生で入学する、それも一つは新入学ですよ。こういう捉え方はぜひしていただきたいということとあわせて今の答弁にもございましたように、新入学児童生徒については事前に知らせをする、チラシもつくるよということですが、そうした内容はどこの範疇までなんだ。もう少し言えば、例えば幸田町の中にも保育所があり幼稚園もある。そういうところまでそういう制度のチラシを持って行って、それぞれの該当施設がどういうふうに活用するかは、それぞれの施設の判断にしましても、こういう制度がありますよという周知

徹底の問題で、制度の問題をチラシを含めて保育所やあるいは幼稚園等に配付されているかどうか。こちら辺について答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 実際に保育園まで新1年生に上がる子どもを対象にしてこの制度が周知できているかというのは、そういう方々を限定してチラシを配ったということはまだ行っておりません。新1年生に上がる前には就学児の健診というのを受けていただくというのがありますし、今度上がるという対象の保護者は特定ができておりますので、そういう方々にこのチラシを事前に配付することが可能でありますので、そうした周知はしております。ただ、よそから転入予定だという方等もお見えになりますので、これは今どきの私どものホームページの中でも、さらにこうした御案内も徹底をしていく必要はあるというふうには認識しております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 冒頭に申し上げたように、これは国民の権利ですよという形の中で、保育所、幼稚園、そういう人たちの周知の関係は、あなたの答弁でいくともう一定特定ができる。特定ができるということは、既に物差しをもって子どもに当てはめて、保護者に当てはめて、いいか悪いかというのは事前に判断している。だけど、私が申し上げているのは、この就学援助制度というものを周知徹底をするという点でいけば、ふるいにかける前ですよ。子どもを持つ親、保護者、全てが申請できるよ、こういう前提であります。そういう点でいけば、私はふるいにかけて、あなた方自身が入学してくる子どもたちはみんなもう特定されているよというのは、私はいかななものかなと。行政のフライングだと。制度のフライングだ。制度そのものは国民全てにその権利があるという点からいったら、この関係からいけば、特定を限定せずに、その対象児あるいは児童生徒、この全てについて制度の周知を徹底をする。幸田町には町立の保育園がある、あるいは町内には民間の幼稚園もございます。そうした点からいくなれば、私はそういう人たちも網羅してきちんと対処すべきであって、チラシを配付をするときにもう色がついて、あんたは対象外だと。これは制度の形骸化ではないでしょうかということなんだ。

○議長（浅井武光君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 伊藤議員のおっしゃるようだったら本当に問題だと思います。今、部長が申し上げた特定できているというのは、どのお子さんがどの小学校に上がるか特定できている、あけぼの幼稚園だとするとどこに行くかと。幾つかの小学校にまたがって行きますので、そのお子さんがどこに行くかが特定できていて、これを配付すると。ただ、今回は十分準備がたしかできてなかったのですが、自分が小学校、中学校に勤めていたころの記憶でいくと、就学するお子さんが入学の説明会にまいります、今、部長が言いましたが。そのときに、その書類は配付をしておりました。それから、転入してこられる場合は、教務主任がこの担当ですが、町からいただいた書類がありますので、これを配付して一度見てきてくださいというふうにはやっていたので、手落ちはなかっただろうと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その子どもがどこの学校に入るかどうか、そういうことをしんしゃくするのは、これは大事なことです。ただども、何回も申し上げる根幹は児童生徒を持つ保護者、親は誰でもできるんですよという点からいけば、その子どもたちがどこの学校に入る入らないというのは、言い方は悪いですが邪道な判断の仕方ではないでしょうか。入学説明会に来られた保護者全員にこういう制度がありますよということは、私は周知徹底をするべきだと。それで、必ずしも全員の方が入学説明会に来られるとは限りません。したがって、そうした点からいけば、私は保育所や幼稚園等にチラシの配布をお願いをすると、こういうのも一つの選択肢だというふうに思うわけですが、そうした点での問題はいかがなものかというふうなこと。

それから、もう一つ、先ほど教育部長が答弁をされておりましたが、新入学の時期に合わせてという形で、これは議会でも話がありましたけれども、要は入学準備金、それは小学生も中学生もですよ。入学準備金について2月、3月の早い時期に制度上やるべきだということですが、文科省も援助を必要とする時期にすみやかに支給できるように配慮をと。これは、あなた方、毎年、市町村に通知文が来てるんですよ。そういう点は、文科省がなぜ早い時期にといたら入学準備だと。準備のためにせめて2月、3月の段階で保護者が立てかえをするような対応をされるという点からいくと、制度の骨抜きになる。就学援助を必要とする人たちに立てかえをさせるという点は、文科省でもそれはだめだよと、もう少し早い時期にやれんかという配慮を含めた通知文が毎年のように出されている。なぜ毎年のように出されているのかといたら、周知徹底されずにその対象の保護者あるいは親が立てかえをしなければならぬと。こういうのをクリアするためにも制度上問題としてあるのは、2月、3月の早い時期に、その対象者はあなた方が言うように絞り込まれてきてるわけだ。そういう人たちに漏れることもありませんけれども、それを議論するつもりはありません。早い時期にというのは、2月、3月の段階で入学準備金については支給すべきだよというふうに思うわけですが、いかがでしょう。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 先ほど入学説明会の折には皆さんに、特定狙い撃ちということではなくて、皆さんにこの就学援助制度のお知らせをしています。該当にある方は申請を出していただきたいということでございますので、こちらからこの方へなんていうことはしておりませんので、御承知おきいただきたいと思っております。

それから、御指摘をいただきました早い時期に入学準備金をお手元のほうにお支払いできればという取り組みを、この28年度の早々から取り組まさせていただきます。今、言いました入学説明会から期間はすぐに来るわけですが、3月4日までに申請をいただければ4月上旬には新入学用品費、これをお支払いするような形で今年度取り組んでおります。さらに29年度は2回目になりますので、もう少し早く出せる方法は今模索をしているところでありますが、やっとならぬ趣旨も踏まえて、幸田におきましてはもう少し早目にやっていくような形がとれるような状況になってきたところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ぜひ、それは申し上げたとおり、文科省でさえも毎年市町村にこんな通知を出すというのはおかしいという疑問を持ちながら、実態としてそういう通知を毎年出して、援助を必要とする時期にすみやかに支給できるようにというのは制度が生かされるような、そういう周知・方法を徹底しなさいよというのが通知の精神ですから。私は、今、教育部長が答弁された28年度については3月4日までに申請があれば4月上旬に支払いができるよという点からいきますと、4月にはもう入学してくるわけですよ。ですから、私は入学に間に合うようにという点でいけば、いつの時期が適切かはともかくとして、文科省の基本的な考え方は2月、3月の早い時期にというのが趣旨であります。そうした中でそういうことをどうするかは具体的にもっとね、29年度はもう少し早めていきたいと、こういうことであります。

そういうことを前提にして次に入りますが、要は申請に当たって教育委員会が基準を設けてふるいにかける。これは当然ですよ。ただ、そうしたときに、学校教育課はみずからの職務を放棄して、職責も放棄して、申請者つまり町民に民生委員の証明をとらせた。こういう事例はございませんか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 就学援助の認定につきまして、私ども学校教育課のほうでやっております。民生委員さんに所見を求めるといことにつきましては、この就学援助の認定の中の要綱にも規定でもっておりますので、制度としては所見を求めることはできるというふうに思っております。実際にこうした事例が平成27年度でありますけれども1件、これまでも民生委員さんに所見をお聞きしたことはなかったわけですが、25年度以降、これは1件しかなかったわけでありまして、御家庭の実情を聞くということをお聞きをしたかったという中身ではあります、民生委員に直接そうした所見を書いていただくというような行為をしたというのは27年に1件ございました。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 聞き手の粗相は言い手の粗相かなというふうに思うけれども、あなた方は私が言ったことを承知しておりますか。一般質問の通告の内容の①そもそも就学援助申請で申請者、つまり町民ですよ、町民になぜ民生委員の証明を求めると、ここなんです。本質的にはもう全く違う。あなた方は、後でまた触れますけど、あなた方は民生委員教育委員会として民生委員にその事情についてお聞きをした事例はございますよ。こういうことじゃない、私がお聞きしてるのは。本来あなた方の職務、職責、それを放棄して町民になぜ民生委員の証明を持ってこさせるのか。その法的根拠は何ですか。要綱じゃないですよ。答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） おっしゃるとおり、私も要綱からしても民生委員さんに証明を求めるとい行為は誤った行為であったと思っております。あくまでも所見を求めると、それは就学援助の認定の可否について教育委員会が行う判断の参考にさせていただくということで、民生委員の所見をお聞きする。それをお聞きして、その判断に生かしていくというのが趣旨でありましたので、実際に証明を民生委員さんに求めたという行為は誤

りであったというふうに反省をしております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、何度も申し上げるけれども、教育委員会としての職務、職責、それを放棄したんですよ。放棄して、申請者、町民に、あんた生活がえらいなら民生委員さんから証明をもらってきなさいよと。どういう根拠があるのか。誤りでしたなんていう問題ではない。まさに役人根性で上から目線で町民を見下して、おまえ生活が苦しいなら自分で民生委員に証明をもらっておいでよと、こういうことを平然と議会の中で答弁されてるわけですよ。そういうものが根本的に誤りなんだという点での認識はございますか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） これまで案件的にこうした夫婦間における所得に関係する部分で、御夫婦間の実情が複雑であったことがあったのは事実でありますけれども、私どもが行った行為につきましては、あくまでも法には合致していない部分があったというふうに思っております。反省では足りないということではあると思っておりますが、今後こうしたことのないように、また改めていきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、もう人権無視もいいところなんですよね。だから、それはあなた方の職責、職務として必要があるなら、これも学校の就学援助施行令から削除されたけれども、あなた方は要綱の中にいまだに持っているけど。教育委員会は必要に応じて、民生委員にその証明を求めることができますよということなんですけれども、それはあなた方の職務の範疇としておやりなさいよと。しかし、そういうことも憲法違反とは申しませんが、人権侵害も甚だしいと。こういう中で、施行令の中からその項目については削除されている。そういう点からいけば、あなた方のやってきたこと自身は、二重三重の人権侵害。制度の根幹を崩して、申請者みずからが何で民生委員の証明を持ってこないとならないのかというのは、まさに役人根性だと、上から目線だと。こういう問題の提起であります。そうした点で、言ってみればあなた方の体質の問題ともう一つは、先ほどあなたも答弁をされました、幸田町には就学援助にかかわる規定、要綱がございます。幸田町就学援助事務取扱要綱、この要綱の第4条、認定の可否の2項、教育委員会は前項の規定による認定を行うにあたり必要があるときは、民生委員児童委員または福祉事務所長の意見を求めることができますよと、こういう規定ですよ。それは先ほどあなたも申し上げた答弁がありましたように、これはその根拠となる法的根拠はなくなったんです。就学援助にかかわる施行令で、それは廃止をされました。廃止をされたのに、後生大事にそれを守ってる点でいけば、今度はどういう根拠に基づいて、法的根拠に基づいておやりになっているのか、この要綱を活用されているのか。要綱というのは、好き勝手に法に違反するようなこと、その違反するということは施行令が削除されたということを知の上でいまだにそれを後生大事に持っていることという点からいけば、あなた方については確信犯だというふうに思うわけですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 私どもの要綱の中には、確かにまだ4条2項が生きております。今おっしゃっていただきましたように、平成17年の2005年の法改正におきまして国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律、いわゆる三位一体改革の中で、これが今までは要保護と準要保護、合わせまして国の負担において補助金が交付をされていた。この一体改革において準要保護につきましてははしない、交付税でみるからということによって変わりました。おきまして、関係法律が整備をされまして、今言いました対象となる準要保護が削られた。そこに書いてありました民生委員の意見を求めるということをあわせて削除がされたわけでありまして。私どもは、準要保護の事務につきましては、それ以前からも自分たちの認定基準をそれぞれ各自治体が持って、それはそれぞれの自治体が要綱として保有をして認定をしてまいったわけでありまして。ですから、法自体が削除された経過は、そうしたことで国が見ないということについての部分の中に準要保護の部分があるということでありまして、市町村はまだ学校基本法の中にそうした困窮者につきましては、自治体は支援をしていかなければならないというふうに書いてありますので、引き続いて要綱の中に基づいた認定基準でそれぞれの自治体が準要保護の皆さん方の支援をしていくという意味で、まだ規定の中にはあるということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたが言われるように学校教育法の第2章第19条、それは就学援助について市町村は必要な援助を与えなければならないという規定であります。そういう中で先ほど申し上げた施行令は、民生委員の助言を求めるということは削除されましたよ。制度としてこれをきちんと生かすために、民生委員などの意見を求めるという点でいけば、まさに制度を形骸化するというと同時に、あなた方の職務放棄なんですよ。そういう自覚があるかどうかということと、もう一つは人権侵害だと。これが削除されたのは、それをもとにして申請者が肩身の狭い思いをする、こういう事例がたくさんあってね、いや、この家庭はあんな生活しておきながら援助制度を申請したんだよ。こういう事例はたくさんあるし、幸田町もそれ以上のことをやっているわけだ。そういう点からいけば、要綱の規定については、これは削除すべきだというふうに思うわけですが、いかがですか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） そうした弊害があったことによって、この法が改正をされて削除されたかというところもいささかあるわけでありましてけれども、一つの面から言うと、その認定は市町村教育委員会が行うわけでありましてけれども、単純に所得のレベルが基準いっぱいであるから、それよりもあるから単純に切ってしまう、しゃくし定規のようなことで切ってはならない。そうした地域の実情だとか生活の内容についても取り入れて認定をすべきだという意味は、これまでの昭和38年当時の文部省の通達にもそうしたわざわざ民生委員の意見等も踏まえて、総合的に判断をすべきだという通達も2度ほど出ていることにかんがみますと、もちろん人権を侵害するような行為はもちろんあってはならないという前提におきまして、しゃくし定規的な判断じゃなくて、いわゆる実情を加味したという部分ではそうした意見を聴取して判断をするということも

必要ではないかなという思いは持っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、あなた方は、何でもそうですけどね、いじめの問題があると教育委員会はみんな隠蔽しちゃうと。隠蔽体質というのは、まあ、私に言えば全国どの市町村の教育委員会もそういう隠蔽体質は持っているということなんです。そうした点でいけば、昭和38年の通達だよということを言いながら施行令ではその規定が排除された。削除されてもいまだに要綱の中で、民生委員の助言を求めることができるという規定を持ち、それ以上に陰悪、陰湿なことは民生委員に申請者が行って、証明をとらせる。こういうことがずっと行われてこれからどう改めていくのか、そういう点が問われてくるという点でいけば、極めて悪質なんです。陰湿なんだ。そして、姑息なんだわ。そういう点について私は指摘をしながら、改めるべきは改めなさいよということを申し上げてる。それから、先ほど民生委員の関係で極めて特異な例だよということを言われた。特異な事例であって、1人であろうと10人であろうと、そういう特異な例を取り上げて町民に民生委員の証明をとらせるというのは、これは断じてあってはならないですよ。そういう特異な体質は町民にあるんじゃない、教育委員会にあるわけなんだ。

そうした点で一つの事例として、毎年、県のある団体が県下市町村に行政課題についてキャラバン隊を組んで問い合わせをしながら、この問題を改善してくれよという取り組みがされております。その中の一つとして民生委員に証明を求めるということについて、2014年度までの回答については、あなた方は必要とすると。県下で極めてまれな幸田町だけの回答をされた。しかし、それが批判をされたら、2015年の回答、2016年の回答も、それは必要としないんだよといって棒を引いちゃったじゃない。棒を引きながら要綱で何を設けているのか。これは、まさに隠蔽体質ですよ。実態がありながら、社会的にあるいは世間から批判をされたら、これはまずいのでちょっと隠しておけと。回答だけは、ほかの市町村と一緒に幸田町もそんなのは必要としませんよといながら要綱の中でやってる。それを隠蔽体質という、世間ではね。そういう点では、どういふふうにお考えですか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、要綱の中に民生委員の意見を求めることができるという規定につきましては、現実の問題として私どもが認定をする際に必要とあればという部分については、実例がないことが望ましいわけですが、それは単独で判断をもちろんしていけばいいわけでありますが、時と場合によって聞く可能性のある場合は、規定として保有しておいてもいいのかなというふうには思っております。

それから、ある調査の中で幸田町が唯一民生委員の証明が必要だというような回答をしていた、この事実につきましても検証をしてみました。確かにそうした回答をしていました。この設問については、単純に就学援助に民生委員の証明が必要ですかという質問であって、回答は「必要である」と「必要ない」、この2つの中から選ぶことになっているということで、幸田町に基本的において不要としておりますけれども、そういった状況によって意見を求めることができる規定がございますので、これは必要ないとするのは不正確な部分があるとして「必要である」として回答をしていた経過であります。

しかしながら、その後に実際のケースも含めて件数的にもないわけでございますので、そうした状況から証明が必要であるかといえば原則的にないわけでありますので、改めてきたという経過でございます。特に隠蔽というような気持ちでやっているものではございません。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、この回答の内容が悪いんだと、設問の仕方が悪いんだと、こういう問題じゃないです。本質的には、就学援助の施行令でもう廃止されましたよ、あなたも言われたように2005年です、平成17年。廃止された以降も幸田町は後生大事にこれをずっと持ち続けて、さあどうだと思ったら、やっておりますよといって2014年までは回答して何も改めないのに、2015年からはありませんよというのは隠蔽体質でしょ。隠蔽体質を改めるべきだ。改めるべきだというのは、この要綱の第4条の2項については廃止をすべきだということを提起しているわけですが、そのお考えはいかがですか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） そうした調査にかかわる実内容につきましては、先ほど申し上げたように、意図的に次年度から隠そうというような意図でそうした回答をしたということではございませんので、御理解を頂戴したいと思います。

それから、要綱はそれぞれの自治体において、同じように就学援助の認定にかかわる判断基準となる要綱は各自治体で持っております。これは西三河の中でどうなっているかという状況も一応調べました。西三河の全市の中で民生委員に意見を聞けるというような規定は入っております。私どもだけじゃないからという意味ではありませんけれども、先ほど申しましたように、法律改正の中で国が援助をすべき準要保護、これまで補助をしてきた部分が国の三位一体の中で削られた。残っている準要保護の支援につきましては、市町村が引き続いてやっていくべきだと。それは補助金がないけれどもやっていくんだということについては、それぞれの市町村の独自性がある、それぞれの認定基準を決めてやっているわけでありますので、こうした要綱について削除すべきか、そうではないかにつきましては、今後、さらに検討させていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は要綱そのものを否定しているのではないです。実際の事務を進めるに当たってもその指針という点でいけば、この要綱の持つ意味合いはあるよ。ただ、その中で第4条の2項については、私は削除すべきだよと。そういう問題提起をいたしました。それに対して、あなた自身は西三の状況を見てみると幸田町だけじゃないかと、そうじゃないよと。こういうことですが、そういうのを探して何をするのか。それは、結局あなたたちの今の答弁の中にもあるように、本当に芯まで隠蔽体質、ごまかしていく。どうやってうまくごまかすかと思ったら、それは知恵の出どころですよというのが体質的にある。だから、隠蔽体質をしている仲間を探してみましようよと、西三河でね。現実に要綱を持ってる人を、それは、まあ、要綱をみんな持ってるでしょう。ただ、要綱の中で民生委員の助言を求める要綱規定を持っているかどうかという点は、それはお調べいただいても結構ですよ。しかし、今のあなたの答弁でいけば、隠蔽体質の仲間

を西三河の中で探してみましようよと。規定を持つところがあるじゃないかと。我が町だけじゃないよというのは、ちょっと考え方としてはお役人の上から目線の対応ではないかというふうに思うわけです。したがって、私は、削除すべきは削除する。要綱そのものを否定はいたしません。そうしたことも含めて、再度答弁を求めるものであります。時間がありませんので、次にまいります。

2件目の29年度の予算編成についてであります。あれもこれもは厳しいと嘆いて、財政調整基金を取り崩して、当初予算の帳じり合わせをいたしました。そして、年度中途から年度末にかけて財調の取り崩し額以上に基金をさらに積み立てていく。それはこの12月の議会に提出をされた補正予算でも、結果的には取り崩さず、当初予算の取り崩した金額に残ってるのは12万5,000円だ。そういう点で、財調に6月補正で、9月補正で、合計9億53万円基金を取り崩さず、この時点でもう12万円残っただけ。じゃあ、そうした点でどうかといたら、歳出で財調に積み上げる額の6億1,840万円、これを補正でやった。結局何のことはない。12月補正予算までに基金を6億1,072万円新たに積み上げたわけだ。新たに積み上げて、財政が厳しい、厳しいと嘆いて町民にこの議会の中で使用料だ手数料だ、あれもこれも世間並みに他市町村並みに値上げしてね、住民に責任を転嫁をして。じゃあ、あなた方は何の仕事をしているのかと。こういうことが具体的に示されているのが、今度の12月の補正予算ですよ。これはまた質疑の中でやってまいります。しかし、その中で、この関係については町長がプライマリーバランスだと、財政規律だということはずっと声高に叫んで、ことしの3月の補正予算で16億円の借金をしたと。借金をしたら、いや、後年度負担はふえるけれども、財政のやりくりが大変厳しいですよとって自己満足してる。じゃあ、今まで言ってきたのは何なのかと。プライマリーバランスだと、財政規律だといって仕事をせず。仕事らしいこともやらず、それを正当化するために使ってきたものじゃないですか。こういう内容で来年度の予算編成をしますよという内容の私は方針だなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 就学援助事務取扱要綱の4条2項につきましては、現状と照らし合わせてどうした形がいいのか、再度また検討させていただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われますとおり、当初予算では財政調整基金の繰り入れをして予算のほうを成立させているという状況にあると。9月補正また今回の12月補正、こういったもので取り崩しをやめて少し積み立てをさせていただくというような補正予算をお願いしているというような状況でございます。プライマリーバランスについて御発言があったわけですが、基本的にはこのプライマリーバランス、財政規律を維持して、将来に向けて健全な財政運営をしていくためにも、プライマリーバランスの維持ということは不可欠であるというふうには考えております。ただし、昨年度におきましては、16億円もの税収の減収があったということ。その減収を受けて財政調整基金も底を一旦はついてしまったというような状況になったということもございまして、残念ながらプライマリーバランスを維持できなかったということで、緊急事態に対応した

ということで16億円の起債を借入れをしたということでございまして、財政規律を全く守らないというような考えは全くございません。今後もプライマリーバランスにつきましては、極力堅持はしていきたいというふうには考えております。ただし、そういった非常事態の折にはお願いをするということで、昨年は特別なお願いをしたということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、プライマリーバランスという聞こえのいい言葉を都合のいいように使って、プライマリーバランスだと。財政規律とはそもそも何なのかといったら、その時々で使い勝手がいいから勝手に使っておりますよというだけの話なんですよ。あなたも、今後、プライマリーバランスは堅持しながらも、必要なときには借金をしますよと、こういうことですよ。そうしますと基本的な考え方は、借金で歳入を膨らませて、収支をとったら黒字になりましたと。じゃあ、実質収支の調書がありますよね、決算のたびに。それは、みんな黒字になっていた。借金をして歳入を膨らませて、支出を最終をやったら黒字になりましたから黒字経営ですよと、健全経営ですよと。こんなことがあなた方自身も、議会の中にも、いや、差し引き黒字だから健全ですよ幸田町の財政はと。中身を見たら何だと。後年度負担が山ほど出てくる。そういう感覚なのかということなんだ。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） もちろん後年度負担、これは一番大きな問題であるというふうには考えております。税収が伸びていかないという中にありまして、公債費ですね、こちらのほうを下げっていくということ、これが新たな財源となってまいります。公債費が下がった分は使える財源がふえていくということにもなってくるということでございますので、後年度負担を少しでも軽くしていきたいというふうにはもちろん考えているということでございますが、昨年に関しましては特別な要件があったということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 質問者に申し上げます。残り時間が1分であります。よろしくお願ひします。

○14番（伊藤宗次君） 手短に簡潔にということで、要は、あなた方は言葉の遊びで自己満足してるけれども、町政の実態を見ていないということでもあります。

もう一つは、じゃあ、財源がないのかといたら、そうじゃない、知恵を出せばいいんです。法人税の超過課税、これは全国でどういう状況にあるのか。愛知県下はどうなのか。幸田町が実施をしたらどれだけの増収が見込めるのか、最後の答弁を求めたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 法人税の超過課税の関係でございまして、法人税の超過課税につきましては、平成28年度の状況でございまして、まず全国では1,718の団体がある中で、標準税率を採用しているのは721団体、42%。それから、超過課税を採用しているのが997団体、58%でございまして、愛知県内におきましては54団体中、40団体が標準税率を採用し、14団体が超過税率を採用しているということで、25.

9%の団体が超過税率を採用しているということでございます。幸田町でこの超過税率を採用した場合の見込みでございますが、平成28年度の当初予算ベースで制限税率で試算いたしますと、約2億円の増収となるということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、12月12日、月曜日、午前9時から再開をいたします。

本日、一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を12月12日、月曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

本日は、大変御疲れ様でした。ありがとうございました。

散会 午後 0時09分